

令和6年5月1日

通院中の患者さまへ

三友堂病院  
病院長 穂坂 雅之

### 特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についてのお知らせ

いつも当院の運営にご理解をいただき誠にありがとうございます。

当院へ通院いただいている患者さまのうち、生活習慣病（高血圧、脂質異常症、糖尿病）の方には、「特定疾患管理料」を中心に計画的な療養管理を実施してまいりました。しかしながら生活習慣病の患者数は高齢化社会の進展とともに増加し、今や健康長寿の最大の阻害要因となっています。年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年6月1日に診療報酬を改定し、これまで算定しておりました「特定疾患管理料」を廃止し、患者さま個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう方針が示されました。

当院では以前より、医師による診察・投薬だけでなく、看護師による生活指導、管理栄養士による食事指導など、多職種連携により生活習慣病のケアの向上を目指してまいりました。

この度の改定に伴い、令和6年6月1日から厚労省の方針により、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さまで、「特定疾患管理料」を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行いたします。これにより、患者さまの通院回数や診療内容に変更が生じる場合がありますので、その際は何卒ご了承ください。

また、個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」につきましては、患者さまから署名をいただく必要がありますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

以上